

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表厚生委員会の項中「及び市民の安全安心」を削り、同表まちづくり環境委員会の項中「、文化振興及び市民の安全安心」を「及び文化振興」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

常任委員会の所管事項を改めるため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

改正案		現行	
名称	所管	名称	所管
厚生委員会	1 市民部の所管に関する事項 (国民健康保険、国民年金及び 高齢者医療に関する事項に限 る。) 2 生活環境部の所管に関する事 項(市民活動に関する事項に限 る。) 3 健康福祉部の所管に関する事 項 4 子ども政策部の所管に関する 事項	厚生委員会	1 市民部の所管に関する事項 (国民健康保険、国民年金及び 高齢者医療に関する事項に限 る。) 2 生活環境部の所管に関する事 項(市民活動及び市民の安全安 心に関する事項に限る。) 3 健康福祉部の所管に関する事 項 4 子ども政策部の所管に関する 事項
まちづくり環境委員会	1 総務部の所管に関する事項 (用地取得及び土地対策に関す る事項に限る。) 2 生活環境部の所管に関する事 項(市民活動及び文化振興に関 する事項を除く。) 3 都市整備部の所管に関する事 項 4 農業委員会の所管に関する事 項	まちづくり環境委員会	1 総務部の所管に関する事項 (用地取得及び土地対策に関す る事項に限る。) 2 生活環境部の所管に関する事 項(市民活動、文化振興及び市 民の安全安心に関する事項を除 く。) 3 都市整備部の所管に関する事 項 4 農業委員会の所管に関する事 項